

令和8年度 第2回玉名市公立大学法人評価委員会 次第

日時：令和8年7月29日（水） 午後1時30分～

場所：玉名市役所3階 3－2会議室

1 開会

2 委員長挨拶

3 議題

(1)公立大学法人九州看護福祉大学中期目標（案）について

4 その他

5 閉会

【配布資料】

- ・出席者名簿
- ・資料1 公立大学法人九州看護福祉大学中期目標構成（案）
- ・資料2 公立大学法人九州看護福祉大学中期目標（案）

第2回玉名市公立大学法人評価委員会 出席者名簿

(50音順、敬称略)

N o	氏名	所属団体、役職等	出席
1	金城 正英 (きんじょう まさひで)	公立大学法人名桜大学 総務企画部特任参与	○
2	佐々木 浩 (ささき ひろし)	一般社団法人玉名郡市医師会 会長	○
3	澤田 道夫 (さわだ みちお)	公立大学法人熊本県立大学 総合管理学部 教授	○
4	中本 秀二 (なかもと しゅうじ)	公益財団法人地方経済総合研究所 専務理事	○ (Web)
5	吉永 賢一郎 (よしなが けんいちろう)	日本公認会計士協会南九州会熊本県部会 部会長 税理士法人ユース会計社 代表社員 公認会計士	○

今回お諮りします公立大学法人九州看護福祉大学中期目標（案）については、第 1 回評価委員会です
だいたご意見を踏まえて、「第 3 地域貢献に関する目標」を追加して作成しております。

当初の案（第 1 回評価委員会時点）

現状の案（第 2 回評価委員会時点）

前文、基本的な目標
・ 目指す大学の姿の実現、市の財政負担と ならない経営改革、大学の地域貢献
第 1 中期目標の期間と教育研究上の 基本組織 1 中期目標の期間 2 教育研究上の基本組織
第 2 大学の教育研究等の質の向上に 関する目標 1 教育に関する目標 2 研究に関する目標 3 学生支援に関する目標 4 地域貢献に関する目標
第 3 業務運営の改善及び効率化に 関する目標 1 運営体制に関する目標 2 教育研究組織のあり方に関する目標 3 人材育成に関する目標 4 事務の効率化・合理化に関する目標
第 4 財務内容の改善に関する目標 1 安定的な経営確保及び経費の抑制に 関する目標 2 自己収入の増加に関する目標 3 資産の管理及び運用に関する目標
第 5 自己点検・評価及び情報提供に 関する目標 1 自己点検・評価に関する目標 2 情報公開の推進に関する目標
第 6 その他業務運営に関する重要事項 1 施設設備の整備・活用に関する目標 2 安全管理に関する目標 3 法令遵守及び社会的責任に関する目標

はじめに、基本目標
・ 目指す大学の姿の実現、大学の主体的な財政運 営と経営改革、大学の地域貢献
第 1 中期目標の期間と教育研究上の 基本組織 1 中期目標の期間 2 教育研究上の基本組織
第 2 大学の教育研究等の質の向上に 関する目標 1 教育に関する目標 2 研究に関する目標 3 学生支援に関する目標
第 3 地域貢献に関する目標 1 地域への人材供給に関する目標 2 地域連携の推進に関する目標 3 生涯学習の推進に関する目標 4 国際交流の推進に関する目標
第 4 業務運営の改善及び効率化に 関する目標 1 運営体制に関する目標 2 教育研究組織のあり方に関する目標 3 人材育成に関する目標 4 事務の効率化・合理化に関する目標
第 5 財務内容の改善に関する目標 1 安定的な経営確保及び経費の抑制に 関する目標 2 自己収入の確保に関する目標 3 資産の管理及び運用に関する目標
第 6 自己点検・評価及び情報提供に 関する目標 1 自己点検・評価に関する目標 2 情報公開の推進に関する目標
第 7 その他業務運営に関する重要事項 1 施設設備の整備・活用に関する目標 2 安全管理に関する目標 3 法令遵守及び社会的責任に関する目標

公立大学法人九州看護福祉大学中期目標（案）

はじめに

公立大学法人九州看護福祉大学の母体となる学校法人熊本城北学園が運営していた私立大学の九州看護福祉大学（以下「旧九看大」という。）は、平成 10 年（1998 年）4 月に公設民営方式（公私協力型）により設立され、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、人間性豊かな人材の育成を行い、これまでに保健、医療、福祉の分野で約 8,500 人の有為な人材を地域社会に送り出してきた。

このようななか、我が国の急速な人口減少を踏まえ、旧九看大は、今後も持続可能な運営を継続していくために、玉名市（以下「市」という。）を設立団体とする公立大学法人化（以下「公立化」という。）を市に要望した。

市は、公立化することで大学を地域の成長エンジンと捉え、多くの地域貢献の取組による地域課題の解決や市民サービスの向上を図るとともに、熊本県北地域で活躍する医療・福祉人材の育成拠点となり、地域福祉の充実と市民生活の安心に貢献することを目的として公立大学法人九州看護福祉大学を設立する。

また、旧九看大の基本理念である「地域とともに成長する大学」「生涯にわたって学べる大学」「近隣諸国と学ぶ大学」をこれまでの大学の歴史と伝統から引き継ぐとともに、次に掲げる 3 つの基本目標を達成するためにこの中期目標を定める。

基本目標

1 目指す大学の姿の実現

公立化により財政基盤が安定することで、「教育の質の向上」「研究力の強化」「地域への貢献」に取り組み、大学のブランド力向上と選ばれる大学づくりを推進し、「地域とともに成長する大学」の実現を目指す。

2 大学の主体的な財政運営と経営改革

市から大学に交付される運営費交付金及び施設整備費等補助金などは、原則、国からの普通交付税の範囲内とし、運営費交付金に依存することなく、自らの経営努力と改革により大学を運営することを目指す。

3 大学の地域貢献

様々な分野で地域貢献を果たして、大学や学生が持つ知識や経験、行動力などを発揮・還元することで、大学が地域と共存していることを市民に実感してもらうとともに、「知の拠点」として市民の学びを応援して「生涯にわたって学べる大学」の実現を目指す。

第 1 中期目標の期間と教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

令和 9 年（2027 年）4 月 1 日から令和 15 年（2033 年）3 月 31 日まで

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、九州看護福祉大学に次の学部、学科、大学院等を置く。

学部	看護福祉学部	学科	看護学科
			社会福祉学科
			リハビリテーション学科
			鍼灸スポーツ学科
			口腔保健学科
大学院	看護福祉学研究科	専攻	看護学専攻
			精神保健学専攻
			健康支援科学専攻
助産学専攻科			

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育に関する基本方針

公立大学法人九州看護福祉大学は、学生の学修成果目標となる学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）とその達成のための教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者の受入方針（アドミSSION・ポリシー）を具体化・明確化し、地域に貢献できる人材の育成を行う。

(2) 基本方針の実現に向けた目標

ア 学修成果の可視化の推進

学修成果を多面的、総合的に点検・評価するため、旧九看大において令和 7 年度から新たに導入した測定システムや評価方法を継続して用いながら、アセスメント・ポリシー※₁に基づいた学生の知識・能力等を測定する学修到達度に関する全学的な検証を行い、教育内容・教育方法等の改善に活用する。

イ 初年次教育の強化

初年次より、地域への理解を深める授業の実施とともに、卒業後の将来設計、学修計画の修得、健全な生活習慣の涵養等を促す仕組みを整備する。

また、資格取得に向けては、「公立化」前から実施している国家試験への関心を高めるための学修への動機付けや基礎学力テストを増やす取組を継続・定着させながら、毎年度その検証を行う。

ウ 教育の質向上への学生の参画促進

教育の質向上と学生の意見を反映した教育環境の整備を図るために、授業評価アンケートの継続とともに、授業や教育課程の優れた点や改善点などについて、学生参画によるグループワークを開催し、学生の意見が授業科目や教育課程編成の改善に繋がる体制を整備する。

エ GPA※₂の活用促進

教員間若しくは授業科目間の成績評価基準の平準化を図るため、GPAによる全体的な成績評価基準を定めるとともに、成績不振者の学修指導に成績評価を活用して退学を防止するなど、成績評価基準の活用を広げていく。

オ IR※3機能強化を図るための取組

IR室と各部署による学内連携などの機能強化に取り組み、卒業生アンケートや学生アンケートの分析結果を教育課程の編成や学生支援の充実に反映させる。

カ ICT※4を活用した教育体制の整備

ICTの活用により教育・学修を効率化し、効果的で質の高い教育環境を整備するため、旧九看大において令和7年度から取り組んでいるICT教育計画の策定を引き継ぎ、その実現を果たす。

キ 国家試験合格率の向上

模試等の国家試験対策の早期化など、国家試験合格率を上げるための取組を積極的に進めていくことにより学生の意欲を高め、第1期中期目標期間終了時には全国の公立大学平均値（過去3年平均値）を上回ることを目指す。

ク 他の大学等との連携

地域の高等教育を取り巻く状況や課題、将来の人材需要等を県内の大学等と共通に認識し、コンソーシアム※5等の協議体を活用して連携を図る。

2 研究に関する目標

(1) 実践的研究力の向上

市が抱える喫緊の地域課題を的確に把握し、「地域」に着目した題材の研究や地域課題の解決に繋がる研究に毎年取り組むことで、その成果を地域社会に還元するなど、地域社会の課題と大学の研究力やリソースをマッチングさせながら研究力の向上を目指す。

また、科学研究費の採択に僅かに届かなかった教員に対し、教育研究費の追加配分を行うことで、科学研究費等外部資金の獲得及び地域に着目した研究の件数について、公立化前の件数を上回ることを目指す。

(2) 研究推進体制の充実

教育の基盤となる研究の向上を図るため支援体制の構築に取り組む。

また、研究費の不正使用など研究活動上の不正防止を徹底するため、令和5年度に旧九看大が策定した「研究活動に関するコンプライアンス教育、研究倫理教育実施計画」に基づいた教育を引き継ぎながら、研究費の適正な管理・執行が行われるよう環境整備に取り組む。

3 学生支援に関する目標

(1) 相談支援体制の整備

学生が安心して学生生活を過ごし、学修や課外活動に励むことができるよう修学支援、生活支援、進路支援に関する学生支援方針に基づき、悩みや不安を抱える学生への相談窓口を開設するとともに、相談内容に応じて教務委員、学生委員、キャンパス・ソーシャルワーカー※6などと連

携しながらきめ細やかな支援を強化する。

また、「カームダウン・クールダウン室※7」の設置や精神科医による相談窓口の開設など、学生のメンタルヘルスに関する支援を強化する。

(2) 将来設計の支援体制の強化

教育課程にキャリア教育の視点を位置付け、社会的・職業的自立に向けて必要な能力を明確化した授業「キャリアデザイン」を開講するとともに、旧九看大において構築した「キャリア支援プログラム」を継続し、学生が望む就職ができるよう個別支援する体制を更に強化する。

第3 地域貢献に関する目標

1 地域への人材供給に関する目標

地域に必要な人材を供給するためには、地域内入学者数や地域内就職者数の増加が必要であるため、入学試験に地域枠を採用して、地域内の高校からの入学者を確保する。

また、地域と連携した特色ある教育課程の編成及び市や近隣自治体に所在する医療機関等での実習を行うことで、地域を支える人材となる意思や能力を育み、地域内就職の増加を図る。

2 地域連携の推進に関する目標

「地域とともに成長する大学」として、市や近隣自治体への委員派遣を継続しながら、学生とともに地域交流に携わる機会の増加を推進する。

また、大学が有する人的資源や知的資産などを活用し、様々な分野で地域貢献活動の更なる遂行を果たすことで、地域における政策課題の解決や保健・医療・福祉人材の育成などに寄与するため、地域連携センターを地域の医療・福祉・行政などの各関係機関や市民の声を聴くための窓口とすることで、広く地域の意見を取り入れる。

なお、地域貢献活動については、次に掲げる6つに分類して関係団体と協議を行い、優先順位を付けながら、段階的に取組を進めていく。

(1) 地域スポーツ振興プロジェクトの更なる推進

幼児の運動能力調査と運動能力向上のための運動プログラムの開発・指導など、大学の教育研究とスポーツを通じた市民の健康との連携を実現させる。

(2) くまもと県北病院及び地域医療機関等との連携

市内の医療施設、特にくまもと県北病院との連携を強化し、学生の声を反映させた実習の受入態勢を整備して、学生が地域医療への関心を持つような取組を行う。

(3) 市内の小中学校との連携

社会福祉学科や口腔保健学科を中心に授業にスクールボランティアの内容を取り入れ、学生が地域の小中学校の学習支援等に参加するなど、小中学校と大学の連携を強化する。

(4) 地域コミュニティとの連携及び市民の健康に関する支援

大学の一部施設を開放して、地域と大学との距離を縮めるとともに、地域コミュニティの活性化を支援する。

(5) リカレント教育※8・高大連携の強化

リカレント教育の受入れ強化と地域連携プログラムを策定するとともに、地域内の高校との高大連携によって生徒の医療・福祉分野への興味・関心を深める。

(6) 玉名市への理解の深化

市に関する授業の開催や消費生活センターと連携した新入生への講話により、安心して学生生活を過ごしてもらうことで、市への愛着の醸成を図り、地域への定着に繋げる。

3 生涯学習の推進に関する目標

「生涯にわたって学べる大学」の実現を目指し、専門職人材を対象とする「リカレント教育専分野」と地域住民を対象とする「リカレント教育一般分野」の2つの体制について検討し、専門分野では、履修証明プログラムの設置を目指す。

4 国際交流の推進に関する目標

「近隣諸国と学ぶ大学」の実現を目指し、台湾や韓国、東南アジアなど、ターゲットとなるエリアの大学を中心に短期留学の相互受入れなど、学生交流に関するアプローチを行う。

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制に関する目標

(1) ガバナンス強化

一般社団法人公立大学協会が策定した公立大学ガバナンス・コード※9を参考としながら、地域社会の課題に的確に対応するため、大学経営においては理事長、教務においては学長がそれぞれの分野においてリーダーシップを発揮し、戦略的・機動的な運営と迅速な意思決定を行う。

(2) 内部統制システムの整備

内部統制の構築等について業務方法書で規定することにより、公立大学として適切に運営される体制を整備する。

2 教育研究組織のあり方に関する目標

(1) 適正な人員配置

公立化に伴い策定する教職員の定員管理計画（人事計画案）を基にして適正な人員配置を行う。また、社会情勢に応じ、より教育研究及び地域貢献の成果を上げるため、学部・学科、附属機関等の教育研究組織のあり方について不断に検討し、必要に応じ適切に見直すとともに、各組織の役割と業務量に応じて人員を適正に分配する。

(2) 人員配置の工夫

非常勤講師や非常勤実習助手を有効に活用することで、市の財政負担を発生させずに必要に応じた人員の投入と質の高い教育を行う。

3 人材育成に関する目標

(1) 教職員の能力開発

各学科や部局の効果的・効率的な運営のため、適切な人員配置を行うとともに、教職員の職務遂

行能力及び専門性の向上につなげるため、FD※¹⁰ 及び SD※¹¹ 研修や管理職研修を実施する。また、近年の社会情勢を鑑みて、教職員が学生のみならず自身のメンタルケアに関する知識を修得する重要性は高く、研修を受けることで、「こころ」豊かな人材を育成する環境づくりに努める。

(2) 教育研究活動

教員の活動について、教育・研究・組織運営の3分野で業績の質と量を把握するとともに、教員表彰制度を活用した教育活動の継続的向上を推進する。

4 事務の効率化・合理化に関する目標

デジタル技術の導入や外部委託の活用など、費用対効果を常に意識しながら、効率的かつ合理的な取組を実施する。

第5 財務内容の改善に関する目標

1 安定的な経営確保及び経費の抑制に関する目標

公的資金を財源として運営費交付金が交付されていることを十分に認識し、運営費交付金に依存することなく、自らの経営努力と改革により大学を安定的に運営し、中長期的な視点に立って常に経営改革を推進することで、資金計画（予算ベース）及びキャッシュ・フロー計算書における「業務活動によるキャッシュ・フロー」（決算ベース）での黒字化に取り組む。

また、教育水準の維持向上に配慮しながらも、市の基準に準じた予算編成基準の作成と全ての経費に関する支出の見直しを図り、真に必要な業務の精査や業務経費の効率化を行い、大学の限られたリソースを必要な業務に集中させる。

なお、公立化後、入学定員を確保できない状況が続く学科が発生した際には、定員削減や学科の再編などによる大学の規模適正化も視野に入れて検討する。

2 自己収入の確保に関する目標

SNSを活用した大学の広報や高校への出前授業などの高大連携の取組を更に強化して、志願者の増加と入学者の確保を行い、入学金や授業料などの大学の基礎的な収入を安定させるとともに、共同・受託研究収入や科学研究費等外部資金の獲得、地域内外からの寄附金の増加に向けた戦略的な取組を推進して自己財源の充実を図る。

また、教育・研究の分野以外にも、ネーミングライツ事業や民間企業広告の募集などによる外部収入の獲得や、不要となった動産・不動産を売却するなど自己財源の確保に努める。

3 資産の管理及び運用に関する目標

市の公共施設マネジメントを参考とした資産管理を行い、大学の教育研究活動に支障のない範囲で大学施設の開放を行うなど、資産を有効に活用する。

第6 自己点検・評価及び情報提供に関する目標

1 自己点検・評価に関する目標

自己点検・評価の定期的な実施とともに、第三者機関の評価結果を教育研究や組織運営の改善に

活用するため、組織的なマネジメントサイクル※12を着実に実施する。

また、公立大学法人評価委員会による評価について、業務へ反映できるよう検証するなど継続的な業務の改善に取り組む。

2 情報公開の推進に関する目標

公立大学として社会への説明責任を果たすとともに、大学運営の透明性を確保するため、中期計画、財務諸表及び自己点検・評価結果など法令により公表が義務付けられている事項はもとより、教育研究活動や地域貢献活動などについて、市の広報など様々な媒体を活用し、積極的かつ速やかな情報公開を行う。

また、毎年の予算及び決算状況を分析し、市民に分かりやすい財務レポートなど経営状況を示す資料を作成し、公開する。

第7 その他の業務運営に関する重要事項

1 施設設備の整備・活用に関する目標

既存の施設や設備の適正な維持管理を行うとともに、将来的に見込まれる施設改修等の費用を交付税の範囲内で積み立てるため、中長期施設設備整備計画の見直しを図り、施設の長寿命化と良好な教育研究環境を保持しながら、毎年度発生する施設設備費の平準化や施設設備の有効活用を図る。

なお、整備改修に当たっては、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を採用するなど、環境保全等に十分配慮する。

2 安全管理に関する目標

関係法令を踏まえ、学内の安全で衛生的な環境を保持するとともに、災害等の緊急時のリスク管理や個人情報の保護などの情報セキュリティ管理を適切に行う。

3 法令遵守及び社会的責任に関する目標

法令や社会の規範、学内の諸規程の遵守並びに研究費等の管理など、教職員や学生一人ひとりがコンプライアンスに対する意識を高めるとともに、その啓発活動にも継続的に取り組む。

また、人権や多様性が尊重され、持続可能な社会の実現に貢献するため、ダイバーシティ＆インクルージョン※13やSDGs※14の取組について、地域とともに推進する。

用語解説

※1 アセスメント・ポリシー

学生の学修成果を評価・可視化し、教育の質を保証・改善するための大学内の基本方針。

※2 GPA（グレード・ポイント・アベレージ）

成績を数値化した指標で、学業成績の評価に用いられる。

※3 （大学）IR（インスティテューショナル・リサーチ）

大学において、運営上の意思決定や計画立案に必要な情報を収集・分析・提供する業務。

※4 ICT（インフォメーション・コミュニケーションテクノロジー）

情報通信機器を用いて行うコミュニケーションを実現する技術。

※ 5 コンソーシアム

共通の目的を達成するために、複数の組織や個人が協力して形成する共同事業体や連合体。

※ 6 キャンパス・ソーシャルワーカー

大学で学生の生活課題や心理的・社会的問題を支援する専門職。

※ 7 カームダウン・クールダウン室

感覚過敏や精神的ストレスを抱える人が落ち着くための静かな専用空間。

※ 8 リカレント教育

社会人が仕事と学びを往復しながら必要なスキルや知識を継続的に身に付ける学修制度。

※ 9 ガバナンス・コード

企業等が株主やその他の利害関係者との関係を適切に管理し、透明性のある意思決定を行うための指針。

※ 大学：(私立大学) 私立大学の自主性と多様性を尊重し、ガバナンスの強化と健全性の向上を図るために策定。

(国立大学) 国立大学が学問の自由と大学の自治を担保しつつ、特色ある大学を構築するために策定。

(公立大学) 公立大学が社会的責任を果たし、透明性と説明責任を確保するための基本原則を示した指針。

※ 10 FD (ファカルティ・ディベロップメント)

大学教員が教育内容や方法を改善・向上させるための組織的な取組。

※ 11 SD (スタッフ・ディベロップメント)

大学における事務職員、技術職員、教員を含む全ての職員が必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を提供することを目的とした取組。

※ 12 マネジメントサイクル

組織が目標を継続的に達成するために、計画・実行・評価・改善を繰り返す業務管理の仕組み。

※ 13 ダイバーシティ & インクルージョン

多様な人材を受け入れ、尊重し、組織の力として活かすための考え方。単なる多様性の存在だけでなく、包摂的な環境づくりを重視する概念。

※ 14 SDG s (エスディージーズ)

2030 年までに持続可能でより良い世界を目指す国際的な指標。17 の目標と 169 の達成基準から成り立つ。